



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社ビー・エム・エル
代表者名 代表取締役社長 近藤 健介
(コード番号: 4694 東証プライム市場)
問合わせ先 グループ企画部 広報IR課
電話番号 03-3350-0111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第70回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年6月27日開催予定の当社第70回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日 (予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月27日 (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
第5条～第16条 (条文省略)	第5条～第16条 (現行どおり)
<p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主または、<u>その</u>法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、株主総会において、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p>
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)
<p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、16名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、16名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結</p>	<p>第20条 (任期)</p> <p>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名を定めることができる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第23条 (招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。</p>	<p>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長1名、社長1名を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第23条 (招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であったものを含む。) の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (員数)</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</p> <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>第29条（任期）</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（選任方法）</u></p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（招集通知）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査役会にお</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>いて定める『監査役会規程』による。</u></p>	
<p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第35条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第29条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第30条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを要しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第31条 (監査等委員会規程)</u></p> <p><u>監査等委員会は、法令または本定款の定める事項のほか、監査等委員会において定める『監査等委員会規程』による。</u></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>当社は、第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>